

交付対象施設の休業（営業時間短縮）期間について

対象施設	実施内容	期間
遊興施設等	休業協力要請期間中、全日において休業すること。	4/17～5/6（※）
運動施設、遊技施設		4/17～5/6（※）
大学・学習塾等		4/23～5/6
劇場等		4/17～5/6（※）
集会・展示施設		4/17～5/6（※）
博物館等		4/23～5/6
ホテル又は旅館		<ul style="list-style-type: none"> ・集会の用に供する部分 4/23～5/6 ・行楽を目的とする宿泊施設 4/26～5/6
商業施設		4/23～5/6
食事提供施設	休業協力要請期間中、午前5時から午後8時までの営業とし、酒類の提供は午後7時までとすること。	4/17～5/6

（※）4月17日は、営業実績があっても対象とする。